

抗原簡易キット配布申込のご案内

(抗原簡易キットを活用した陽性者の早期発見促進事業)

～ 新型コロナウイルス感染症の感染の早期発見・拡大防止を図るため、
抗原簡易キットを配布します ～

【重要】

- ウイルスの量が少ない場合、鼻腔から採取した検体の粘度が高い場合、検査の手順や手技が正しくない場合には、正確な結果が出ないことがあります。
- 発熱等の症状がある方で、重症化リスクが高い場合や症状が重い場合は、かかりつけ医等の医療機関に相談のうえ、受診してください。

1 対象者

池田町に居住しており、配布を希望する時点で、かぜ症状（発熱、せき、鼻水、倦怠感等）のある者・コロナ感染者との接触により、新型コロナウイルス感染症の感染の不安がある者（池田町へ居住していれば、住民票がなくても対象となります。）

2 抗原簡易キットの申込方法

- ① 電話により、健康福祉課（電話：0261-61-5000）へご連絡ください。
- ② 池田町総合福祉センター（やすらぎの郷）の駐車場へお越しください。駐車場へ着いたら、健康福祉課に電話をお願いします。職員が、抗原簡易キットを渡すため、車へ伺います。

※ 配布時には「抗原簡易キット申込書」をお渡ししますので、ご記入ください。
申込書は、町のホームページからのダウンロードも可能です。

申込書ダウンロード先

池田町ホームページ <https://www.ikedamachi.net/>

※ 配布数は、1回あたり、1人につき1個です。

※ 配布時間 平日 8時30分から17時15分まで
(土曜日・日曜日・祝日の配布は行いません。)

※ 家族・親族・同居人等による代理申請も可能です。
(必ずしも、検査を希望する本人がお越しいただく必要はありません。)

(裏面へ)

3 抗原簡易キットの使用手法

- 各自、綿棒で鼻腔をぬぐって検体を採取し、抗原簡易キットで検査を行います。
- 抗原簡易キットの使用までの間は、反応カセットの入ったアルミ袋は開封せず、直射日光を避け、1～30℃で保管してください。
- 使用にあたっては、必ず、抗原簡易キットと一緒にお渡しするチラシ「抗原簡易キットの使用手法」を確認のうえ、正しい方法で検体採取、検査を実施してください。
- 使用済みの抗原簡易キットは、ビニール袋に入れたうえで、「燃えるゴミ」として処分してください。

4 その他

- 配布する抗原簡易キットは、「新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）」として厚生労働省が承認したもので、発症から9日目までは有用とされています。
- 検査結果が得られなかった場合（判定不能等）、再度、検査キットをお渡ししますので、健康福祉課へご連絡ください。
- 抗原簡易キットの使用はあくまで自主的判断であり、検査や結果によって生じた損害については自己責任で対処してください。
- 抗原簡易キットを希望者本人以外の者に譲渡したり（無償も含む）使用させたりしないでください。

【 お問い合わせ先 】

池田町健康福祉課 健康増進係

電話 0261-61-5000

平日 8時30分～17時15分